

農業者年金保険料 JA受付印の日付と同日と してください。

(1) 申出年月日 (JA受付年月日) 令和 6 年 1 月 15 日

独立行政法人農業者年金基金 御中

私は、今回届出等を行った農業者年金資格の喪失が処理決定された結果、既納付済保険料の還付(返金)が生じた場合、下記口座を振込先に指定すること(直接還付)を申出します。

(2) 被保険者証番号 (フリガナ)	記号	番号
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	
(3) 被保険者氏名 (フリガナ)	農年 太郎	
(5) 被保険者住所	〒 123-4567 トウキョウトミナトクニシジンプラザ 1-6-21 東京都 港区 西新橋 1-6-21	

記

(6) 振込先の指定 (注意事項をご確認の上、振込を希望する口座の口欄にご自身で✓を記入して下さい。)

【注意事項】

- 以下①～③により発生した保険料の還付については、直接還付を利用することができません。
後日「農業者年金保険料還付通知書・農業者年金保険料還付請求書」を登録住所あてに郵送しますので、そちらで請求をお願いいたします。
① 旧制度期間(平成13年12月以前)に係る保険料の還付
② 国民年金保険料の免除のうち法定免除に該当するため資格喪失が発生した保険料の還付
③ 被保険者の死亡による保険料の還付
- 還付が生じなかった場合でも、この申出書は返却いたしません。

【注意事項】をお読みいただいた上で直接還付を希望する場合は、保険料の還付(返金)が生じた場合、振込を希望する口座を選択してください。

1つを3選の
うち1つを
必ず記入
するか

- 1・保険料の振替届出口座
基金に登録されている最新の保険料振替口座を還付金の振込先に指定します。(7)～(11)欄の記号を記入してください。
- 2・公的給付支給等口座(公金受取口座)
利用条件を確認の上、マイナポータル等を通じて国(デジタル庁)に登録している公金受取口座を還付金の振込先に指定します。
《利用条件》
・(7)欄～(11)欄に公金受取口座に登録されている口座情報を正しく記入してください。
・別途基金から送付する「個人番号登録書」及び「本人確認書類(写)」の提出が必要になります。
・提出された書類をもとに公金受取口座情報の取得を行うため、他の口座を選択した場合と比較すると、還付金の振込までに日数を要する可能性があります。
- 3・今回指定する口座
(7)欄～(11)欄に記入した口座を、還付金の振込先に指定します。

還付金振込先口座			
(2・公的給付支給等口座(公金受取口座))又は(3・今回指定する口座)を選択した方は必ず記入してください			
(7) 金融機関名	農協・銀行 信金・信組・労金	本所・本店・出張所 支所・支店・店	
(8) 金融機関コード		(9) 預金種目	1 普通 2 当座 9 その他
(10) 口座番号		(11) (フリガナ) 口座名義人	

(注) ・全項目に正しく記入してください。(「(9)預金種目」欄は、該当を○で囲んでください。)
・記入内容に不備がある場合は上記口座に振込ができません。後日「農業者年金保険料還付通知書・農業者年金保険料還付請求書」を登録住所に郵送しますので、振込先口座を含めた必要事項を記入の上、農業者年金基金に返送してください。

(6)欄で「2」を選択した場合
国(デジタル庁)に登録している公金受取口座
の情報を正しく記入してください。

(6)欄で「3」を選択した場合
ご希望の受取口座の情報を正しく記入してくだ
さい。

TEL	-	-	TEL	-	-
※ 受付印		★ 受付印		× 受付印	
TEL		TEL		TEL	